

質問回答書

大阪市人権啓発・相談センター

案件名称 : 令和6年度人権ユニバーサル事業（人権啓発広報用動画制作事業）

質問番号	質問事項	回答
1	現時点での取組内容・計画・実施状況について情報はありますか。	<p>令和4年度及び令和5年度の本事業の実施状況等は、以下とおりです。</p> <p>また、今回作成する広報用動画の具体的な使用方法等は、現在検討しているところです。</p> <p><広報用動画のテーマ> 令和4年度：LGBTなどの性的少数者 令和5年度：外国人</p> <p><広報用動画の使用法> ・大阪市ホームページへの掲載 ・区民センターホール（大型スクリーン）での放映 ・オンライン研修での使用 ・サッカー競技場の電光掲示板での放映</p>
2	掲出先サイネージの画面サイズを教えてください。	<p>仕様書「4 業務内容（3）イ」に記載している「小型デジタルサイネージ等」はあくまで例示であり、広報用動画の具体的な使用方法等は、現在検討しているところです。</p>
3	参考動画（法務省制作）を拝見した上で⇒生の声が必要等実写にこだわる理由はございますか。	<p>仕様書「4 業務内容（3）ア」に記載のとおり、テーマを受け止めやすくするために実写とするものです。</p>
4	障がいの定義について確認させて下さい。（「障がい」の意味はかなり広範囲で漠然としているように思えます）またその中で特に注視しているものの有無はございますでしょうか。	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）第2条第1号にあるとおり、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます。）その他の心身の機能の障がいであつて、これを有する者が、社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態となるものをいいます。</p> <p>特定の種類を注視しているわけではないため、これを踏まえて仕様書に記載の事業目的及び動画の目的を達成するための効果的なご提案をお願いします。</p>
5	募集要項 6-(2) 参加申出手続きについて…質問や企画提案書は、提出方法がそれぞれ指定されていますが、参加申出のみ記載がありませんでした。持参や郵送など指定はありますでしょうか。	<p>書面での提出となるため、持参又は郵便などによる配達のとちらかとなります。書類に不備があった場合は受付できませんのでご留意ください。</p> <p>また、郵便などによる配達の場合は、令和6年8月13日（火）午後5時30分までに必着としてください。</p>

質問回答書

大阪市人権啓発・相談センター

案件名称 : 令和6年度人権ユニバーサル事業（人権啓発広報用動画制作事業）

質問番号	質問事項	回答
6	<p>仕様書 別紙にある「グリーン配送に係る特記仕様書」について …「大阪市グリーン配送適合車を使用しなければならない。」とありますが、郵便などの使用が制限されるのでしょうか。</p>	<p>「グリーン配送に係る特記仕様書」は、「物品等を大阪市に納入する」場合に適用されますので、仕様書「5 納品」に基づき成果物を納入する際は、大阪市グリーン配送適合車を使用してください。配送業務（納入）を他人に委託する場合は、受託人に大阪市グリーン配送適合車を使用させてください。 上記以外の場合においては、郵便などの使用が制限されるものではありません。</p>
7	<p>広報用動画の放映場所として区役所等の窓口に設置している小型デジタルサイネージ等と記載がありましたが、制作動画①と②どちらも放映場所はデジタルサイネージなのでしょうか？ダイジェスト動画の使用法・使用媒体についてデジタルサイネージ以外で想定されているものがあれば教えてください。</p>	<p>仕様書「4 業務内容（3）イ」に記載している「小型デジタルサイネージ等」はあくまで例示であり、広報用動画の具体的な使用方法等は、現在検討しているところです。 なお、令和4年度及び令和5年度の本事業で作成した広報用動画の使用法は、以下とおりです。 ・大阪市ホームページへの掲載 ・区民センターホール（大型スクリーン）での放映 ・オンライン研修での使用 ・サッカー競技場の電光掲示板での放映</p>
8	<p>動画の使用期限があれば教えてください。</p>	<p>広報用動画は継続して啓発に使用することを想定しているため、使用期限は特に設けていません。</p>